資料2

北九州市高齢者支援と介護の質の向上推進会議
第２回 介護保険に関する会議

（2）第10期介護保険料算定の考え方

第10期計画期間に向けた給付と負担の議論（第1号保険料）

介護保険の第1号保険料・・・負担能力に応じた負担を求めるという観点

所得段階別保険料により、低所得者の負担に配慮する一方、高所得者には所得に応じた負担を求める仕組みとしています。

社会保障審議会介護保険部会「介護保険制度の見直しに関する意見」（令和7年12月25日）

「保険者の段階設定や第1号被保険者の所得の状況等を踏まえ、被保険者の負担能力に応じた保険料設定について、引き続き検討を行うことが適当」

【第10期に向けた国の方向性】

- **第9期：標準段階を9段階から13段階へ多段階化**
- **第10期：高所得者の標準乗率の見直し、課税化に伴う上昇緩和を含む標準段階の見直しを検討**

【国の方向性を踏まえた本市の対応】

- **国の標準段階・標準乗率・基準所得金額等の今後の検討結果を踏まえ、本市の実情を反映して検討**

出典：厚生労働省 第136回社会保障審議会介護保険部会 資料1（令和8年9月18日）ほか

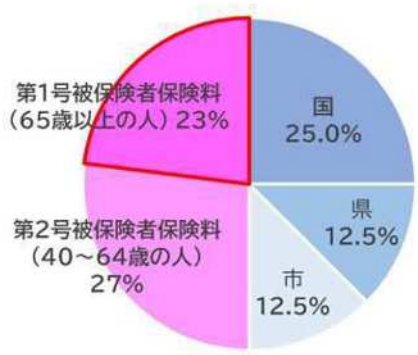
介護保険の費用負担

介護（予防）サービスに必要な費用は、利用者の1～3割の負担を除いて、
保険料50%と、公費（税金）50%で賄われています。

保険料 50%　　公費(税金)50%

保険料50%の内訳
65歳以上（第1号被保険者）　23%
40～64歳（第2号被保険者）　27%

※被保険者負担率は、令和7年国勢調査の結果を踏まえ、
国において確定される予定。



第1号保険料：年金天引き／市町村に個別に納付

第2号保険料：医療保険料と一緒に納付

※介護保険施設・特定施設に係る公費負担は、国20%・県17.5%。

出典：厚生労働省・介護保険制度資料整理

第10期第1号保険料に係る国の現時点の整理

現時点で国から示された事項
（一部は今後確定）

第1号被保険者の負担割合（今後確定）

23%

第2号被保険者の負担割合（今後確定）

27%

※負担割合は、令和7年国勢調査の結果を踏まえ、国において確定される予定。

収納率の下限（第1号被保険者1万人以上）

92%

9月18日部会資料の整理・今後の事項

標準段階・標準乗率

高所得者の標準乗率を見直し、課税化に伴う保険料上昇の緩和を含め、標準段階を見直す方向で検討

段階数・乗率・基準所得金額

具体的な内容は今回の資料では未確定。今後の国の議論・通知等を踏まえて提示

調整交付金関係の補正係数

全国の年齢・所得分布等を踏まえて別途提示

本市の対応
⇒ 国の検討結果・確定情報を反映し、
試算・段階設定を順次更新

出典：厚生労働省 第136回社会保障審議会介護保険部会 資料1（令和8年9月18日）／令和8年7月15日 全国介護保険担当課長会議資料